

地域緩和ケアサポートセンターのご案内

緩和ケアとは

重い病いを抱える患者さんやそのご家族一人
ひとりの身体や心などの様々なつらさを和らげ、
より豊かな人生を送ることができるように
ささえていくケアのことです

地域緩和ケアサポートセンターの 構成と役割



緩和ケア外来・在宅診療部門

医師や認定看護師が外来で緩和ケアを提供します。
また、在宅療養中の患者さんに対して訪問診療を行います。

緩和ケア病棟

入院後、症状を緩和し患者さんの希望に合わせた支援を行います。

地域緩和ケア支援室

緩和ケア外来・緩和ケア病棟・在宅診療の情報提供や退院・在宅療養支援を行います。

緩和ケア病棟について



緩和ケア病棟は、どんなことをする病棟ですか？

緩和ケア病棟は、手術・抗癌剤・放射線治療などの治療によって身体的、精神的な苦痛を感じている患者さんに対して、一旦それらの治療をお休みして入院していただき、速やかにその苦痛が和らぐように治療とケアを行います。あるいは、治すことが難しいと判断された患者さんが苦痛から解放され、本来の生活に戻っていただけるようにお手伝いをいたします。



希望すればいつでも入院できるのですか？

入棟審査が必要です。患者さんの症状、現主治医の先生からの病状の説明の内容、そして患者さん・ご家族が治療について理解し、納得されており、皆さんの意向がまとまっているかなどについて検討して入院の優先順位を決めます。審査会は毎週火曜日に開催しますが、臨時で開催する場合があります。



緩和ケア病棟では、ずっと入院になってしまうのですか？



「緩和ケア病棟に入院したら、そのまま最後まで入院・・・」という誤解があるようです。外来、入院、在宅のいずれで治療を行うかについては患者さんの意思が尊重されます。痛みや症状が辛くなり入院を希望されたときには、すぐに入院できます。しかし、緩和ケア病棟を多くの患者さんに利用していただくために、原則として長期療養を目的としての入院はできません。症状が改善し、自宅や施設での生活ができるような状態になったら、退院を計画します。



緩和ケア病棟では治療はしないのですか？

緩和ケア病棟では、手術や抗がん剤といった治癒を目的とした治療、また、免疫療法、民間療法や延命措置（延命目的となる輸血など）を緩和ケア病棟入院中に行うことはできません。しかし、「痛い」、「食欲がない」、「吐き気がある」、「眠れない」、「息苦しい」、「だるい」などの辛い症状に対しては、できるだけ速やかにそれらの症状を軽減していきます。

外来通院中に家で痛みや食事がとれないなどで入院を希望した場合はいつでも緩和ケア病棟に入院できますか？



緩和ケア病棟で治療を受ける目的について理解し、同意していただいている場合に入院できます。なお、緩和ケア病棟が、満員の場合は一般病棟に入院していただきます。その場合でも主治医は緩和ケア科の医師が務め、緩和ケアチームスタッフが患者さんを支えます。

緩和ケア病棟では、点滴をしてもらえないのですか？

食事がとれないことは、不安なことです。緩和ケア病棟では、食事がとれない時、まず、何とか食事がとれる方法がないかを考えます。それでも、食事がとれない場合は身体に必要な水分量を考えて、適切な量の点滴を行います。必ずしも点滴をすれば良いというものではなく、逆に身体に負担を与え、苦痛が増強する場合があります。たとえば、痰が多くなったり、肺に水がたまってしまい、呼吸困難になったり、身体が浮腫（むく）んだりするなどです。

緩和ケア病棟に入院することは“最期”を意味することになるのでしょうか？

緩和ケア病棟では、症状を緩和して、患者さんの希望する場所で生活あるいは治療を行っていただくことを目指します。病気を治すことが難しい患者さんであっても生きる希望を捨ててはいけません。緩和ケアを受けて、苦しい症状が和らいだ時、きっと希望や目標が見えてくるでしょう。私たち緩和ケア病棟スタッフはその希望や目標を叶えるために患者さんとご家族を支え続けていきます。

入院費用について

緩和ケア病棟の入院費は定額制ですので、薬が増えても検査が加わっても費用は変わりません。入院費は老人医療をお持ちの方は、1割負担の方が、1日4,791円、3割負担の方が1日14,373円（税別）です。老人医療以外の方は、3割負担で1日14,373円（税別）となります。この費用については、限度額以上は高額療養費として適用されますので、手続きをしていただければ、自己負担限度額を超えた分は戻ります。この他に、食事代が1日260円かかります。詳しくは、医療相談員までお尋ね下さい。

緩和ケア病棟の設備について

緩和ケア病棟は、全部で12床あります。有料個室は、南向きのトイレ・キッチン付個室の6部屋で、個室代は1日4,500円（税別）です。その他に4床室1部屋と緊急用の個室が2部屋あり、個室代はかかりませんが、短期間の入院の患者さんに限定し、ご利用は数日から1週間にさせていただきます。なお、個室代は保険の適用にはなりません。

病棟入り口



緩和ケア病棟の入り口です。
安らぎのある落ち着いた造りです。

有料個室病室



ソファベッドを設置しているお部屋
です。他に畳敷きのお部屋もあります。

4人部屋



4人部屋のベッドと設備です。

特別浴室



ベッドに横になったまま入浴できる
電動浴槽です。

談話室



ご面会の方やご家族との時間や読書や
テレビ、DVD鑑賞などを楽しめます。

家族室



ご家族が休憩したり、宿泊したり
するお部屋です。

緩和ケア病棟入棟までの流れ



現在の主治医に緩和ケア病棟入院や治療を希望することを伝えます。



現在治療中の病院の地域連携室から当院の地域連携室にお電話ください。緩和ケア外来の予約をおとり致します。



緩和ケア外来受診：紹介状・診断画像は、(CDにて) 事前に連携室に郵送 (FAXも可能です) してください。



緩和ケア入棟審査会：緩和ケア病棟への入院の適否を話し合います。



入棟審査会の結果は、審査会翌日まで当院よりご報告します。



自宅または現在の入院の施設で待機し、入院または転院の日について連絡をお待ちください。しかし、お体の調子が思わしくない場合は、我慢せずいつでもご連絡ください。

地域連携室のご案内

TEL: (0238) 24-3708 (直通)
FAX: (0238) 24-3781 (直通)
平日 9:00~17:00

緩和外来のご案内

診療曜日 月・火・水・木・金
受付時間 8:00~11:00
予約制



入棟審査会について

開催：毎週火曜日

審査の基準：

- ・がんの診断を受けている患者さんである。
- ・患者さん、ご家族が病名、緩和ケア病棟の役割、緩和ケア病棟では、手術や化学療法は行わないことについて理解している。

治療や療養の場は、希望に沿って選ぶことができます

患者さんが一番過ごしたい場所で過ごすことができることは、患者さんやご家族にとってとても大切なことであると私たちは考えています。これからの治療や療養は、病院だけでなく、近くの診療所、そして、通院が難しい時でも自宅に往診してくれる医師や訪問してくれる看護師によって行うことが可能です。緩和ケアサポートセンターは、そのための情報提供や支援を行います。

緩和ケアはどのような場所でも受けることができます。

緩和ケア病棟



専門のスタッフによる身体や心の様々なつらさをできる限り和らげる治療を受けることができます。緩和ケア病棟で症状が改善後、退院することができます。

通院



緩和ケア外来に通院：緩和ケアを専門的に提供します。通院中も担当医や緩和ケアチームのケアを受けることができます。

自宅

ご自宅で療養しながら緩和ケアを受けることができます。医師や訪問看護師が訪問し、症状を和らげるための治療やケアを行います。住み慣れた家で自分のペースで日常生活を送ることができます。



施設



施設に入所希望の方は、手続きが必要です。入所中の方は元の施設での生活に戻ることやご希望により、往診医や訪問看護師が施設に訪問して診療を行うことも検討します。

在宅療養移行への流れ

現在の主治医または、看護師に在宅療養または介護施設での療養を希望することを伝えます。



緩和ケアサポートセンターの医師と看護師による訪問診療、または、地域の在宅支援診療所、訪問看護ステーションによる訪問診療のいずれかを選択し、担当するケアマネジャーを決めます。



在宅療養に移行する場合に、療養環境を整えるために必要な準備を行います。



患者さん、ご家族、緩和ケア病棟スタッフ、医療相談員、ケアマネジャー、在宅担当医、訪問看護師などが集まり、退院前カンファレンスを行い、最終的な準備、連携の確認をします。



自宅または施設に退院します。



在宅担当医による訪問診療、訪問看護師による病状のチェックやケアを定期的に行います。また、病状に応じて24時間体制で患者さんや、ご家族の相談を受けたり、必要時に臨時で訪問診療、訪問看護を行います。

在宅での生活をみんなで支えます。そのために介護保険サービスを利用しましょう。早めに申請することがポイントです。サービスを利用するまでの手順をみてみましょう。

1

申請

市の福祉・介護保険課で行います。



2

訪問調査

市の職員などが自宅や病室に訪問し、心身の状況の調査をします。



3

主治医意見書

主治医に意見書を作成してもらいます。



4

介護認定調査会

訪問調査の結果と主治医意見書により「介護認定審査会」で審査します。



5

要介護・要支援の認定

市より結果が通知されます。



6

プランの作成

結果をもとにケアプラン作成後、サービスが開始されます。



